

# 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の 各対策項目の取組（案）

# ① 実施体制

## 【県行動計画のポイント】

- ・ 平時から、国、JIHS、市町、指定(地方)公共機関及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保、活用を進める
- ・ 必要に応じて感染症法や新型インフル特措法に基づく総合調整を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割の整理、指揮命令系統等の確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う</li> <li>・ 研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の発生状況や国の対応を踏まえ、有事の体制を立ち上げる</li> <li>・ 国の基本的対処方針をもとに、県の対処方針を決定し、初動期における各対策を迅速に実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期の対応も想定し、特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間において、持続可能な体制とする</li> <li>・ 各対策の実施状況や、病原体の性状等の変化やワクチンや治療薬の普及等による状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える</li> </ul>
<p>①行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町、指定(地方)公共機関は、行動計画等を見直し、役割分担や対策の選択肢を整理</li> </ul> <p>②実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町、指定(地方)公共機関及び医療機関は、有事に備えた実践的な訓練を実施</li> </ul> <p>③体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続のため、業務継続計画の改定等を推進</li> <li>・ 国やJIHSの研修を活用した人材育成や<u>関係団体・専門家等との連携強化</u></li> <li>・ 準備期の取組の進捗状況等についてフォローアップを行い、PDCAサイクルを回しながら平時の取組を推進</li> </ul> <p>④国及び市町等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平時から国、市町、関係機関、関西広域連合と連携して情報共有や訓練を実施</u></li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、海外において限定的に人から人へ感染するインフルエンザが発生した場合等は、県連絡会議を設置</li> <li>・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合等は、県警戒本部を設置</li> </ul> <p>②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置し、国の基本的対処方針を基本に、有識者の意見を聴いて、県の対処方針を作成・公表</li> <li>・ 市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、措置の準備を進める</li> <li>・ 県及び市町は、必要に応じて全庁体制へ移行</li> </ul> <p>③迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、必要に応じて地方債の発行を検討</li> </ul>	<p>①基本となる実施体制のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策の実施体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保健所や地方衛生研究所等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定めつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施</li> <li>➢ <u>市町に影響のある県施策の方針等は、可能な限り市町と事前に協議</u></li> </ul> </li> <li>・ 県による必要に応じた総合調整と、応援職員等の派遣や代行</li> <li>・ 国からの財政支援の有効活用や地方債の発行による財源確保</li> </ul> <p>②まん延防止等重点措置・緊急事態措置の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された場合、県は、有識者の意見を聴いて、まん延防止等重点措置を要請・命令</li> <li>・ 市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町対策本部を設置、必要に応じて緊急事態措置に関して総合調整</li> </ul>

## ② 情報収集・分析

### 【県行動計画のポイント】

- ・ 県感染症情報センターを中心とした感染症情報の収集・分析体制の強化を進める
- ・ 国などの関係機関や大学・専門家とのネットワークを形成、維持・強化させる
- ・ 臨床情報の収集に当たっては、国の動向を踏まえ、迅速な情報収集・分析に向けてDX化を推進する
- ・ 県民生活及び県民経済との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握するよう努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携強化を含む感染症情報の収集・分析体制を整備する</li> <li>・ DX化を推進する</li> <li>・ 平時からの情報収集・分析を行うとともに有事に収集・分析を強化する情報や把握手段を整理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該感染症に関する国のリスク評価に基づき、県内の感染症、医療の包括的なリスク評価や、県民生活及び県民経済の情報収集を行う</li> <li>・ 国からの情報を含む、得られた情報や対策について、市町、医療機関等の関係機関に共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の判断に当たっては、感染症・医療に関する包括的なリスク評価に加え、県民生活及び県民経済に関する情報を収集し、考慮する</li> <li>・ 国からの情報を含む、得られた情報や対策について、市町、医療機関等の関係機関に共有する</li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、JIHSとの連携の下、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について平時から体制を整備する</li> </ul> <p>②平時の情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及びJIHSと連携し、平時から情報収集を行う</li> </ul> <p>③人員の確保・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な背景の専門性を有する感染症専門人材の育成、活用及び有事に向けた訓練の実施</li> </ul> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及びJIHSが行うDXの推進状況を踏まえ実施を検討</li> </ul> <p>⑤情報漏えい等への対策実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティ強化や事案が発生した場合の対応手順の整理</li> </ul>	<p>①情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな感染症情報収集・分析体制の強化及び当該感染症に対するリスク評価体制の確立</li> <li>・ リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行う</li> <li>・ 感染症危機の影響早期分析に向けた県民生活及び県民経済に関する情報の収集</li> </ul> <p>②リスク評価体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的なリスク評価の実施に向けた、感染症情報収集・分析体制の強化</li> </ul> <p>③リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断及び実施</li> <li>・ 準備期に構築した人的・組織的ネットワークの活用</li> </ul> <p>④情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・分析から得られた情報や対策に関する県民等への提供・共有</li> </ul>	<p>①実施体制の強化、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の対応を踏まえ、速やかな情報収集、分析及びリスク評価に向けた、実施体制の強化</li> <li>・ 感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、情報収集・分析の方法や実施体制の柔軟な見直し</li> </ul> <p>②情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、包括的なリスク評価</li> <li>・ リスク評価に基づく感染症対策の判断に際した、県民生活及び県民経済に関する必要な情報の収集、考慮</li> </ul> <p>③リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響の把握</li> <li>・ 国の方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す</li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施</li> <li>・ 流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え</li> </ul> <p>⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・分析から得られた情報や対策に関する県民等への提供・共有</li> </ul>

### ③ サーベイランス

#### 【県行動計画のポイント】

- ・ 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランス体制の整備やDXの推進を行う。
- ・ 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを実施する。
- ・ リスク評価に基づき、感染症サーベイランスの体制強化や、感染症の特性及び流行状況を踏まえた感染症サーベイランスの対象の重点化や効率化等を実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症情報を収集・分析する体制を整備する。</li> <li>・ 平時から感染症サーベイランスを実施する。</li> <li>・ DX化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、疑似症サーベイランスを開始する。</li> <li>・ リスク評価に基づく体制強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。</li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の支援による感染症サーベイランスに係る技術指導や人材育成の実施</li> </ul> <p>②平時に行う感染症サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関における急性呼吸器感染症患者の発生動向等からの流行状況の把握</li> <li>・ 病原体の検出状況・ゲノム情報把握や下水サーベイランスなどによる流行状況の把握</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生を監視するために国が実施する豚や野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況調査への協力と情報共有</li> <li>・ 訓練等を通じた疑似症サーベイランスによる早期検知の運用の習熟</li> </ul> <p>③人材育成及び研修の実施</p> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と連携し、DX化を推進</li> </ul> <p>⑤分析結果の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分析結果に基づく正確な情報について、関係機関と共有</li> </ul>	<p>①有事の感染症サーベイランスの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、国の症例定義に基づき必要な知見を得るため疑似症サーベイランスなど有事の感染症サーベイランスを開始</li> </ul> <p>②リスク評価に基づく体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が実施する初期段階のリスク評価に基づき感染症サーベイランスの実施体制が強化される場合は、国と連携して実施する。</li> </ul> <p>③感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p>	<p>①有事の感染症サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況に応じたサーベイランスの実施</li> <li>・ 国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施</li> </ul> <p>②感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p>

## ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 【県行動計画のポイント】

- ・感染症危機における情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽情報・誤情報の流布への対応
- ・感染症対応を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断、行動できるよう対応
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスク体制の整備、情報提供・共有の方法の整理

準備期	初動期	対応期
<p>感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機に対し理解を深める</li> <li>・リスクの在り方の整理・体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大に備えて、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有し、準備を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等の関心事項を踏まえつつ、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す</li> </ul>
<p>①発生前における国民等への情報提供・共有</p> <p>i) 感染症に関する情報提供・共有 ※有用な情報源として認知度・信頼度向上</p> <p>ii) 偏見・差別等に関する啓発</p> <p>iii) 偽・誤情報に関する啓発</p> <p>②発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>i) 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法を整理</li> <li>・国において整理された、国、地方公共団体、業界団体等との間の双方向の情報提供・共有のあり方を整理</li> <li>・国において必要な見直し・明確化が行われた、感染症の発生状況等に関する公表基準等について周知</li> </ul> <p>ii) 双方向のコミュニケーションの体制整備・取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの設置の準備</li> </ul>	<p>①迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用</li> <li>・行動変容等に資する啓発メッセージ</li> <li>・高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有</li> <li>・国、JIHSと連携し、科学的知見等のわかりやすい情報提供・共有</li> <li>・国、地方公共団体・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有</li> <li>・国において必要な見直し・明確化が行われた、感染症の発生状況等に関する公表基準等について周知</li> </ul> <p>②双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの動向把握等を通じて受取手の反応や関心を把握</li> </ul> <p>③偏見・差別等や偽誤情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏見・差別等は許されるものではないこと等について、その状況等を踏まえて、適切に情報提供・共有、相談窓口の周知</li> <li>・偽・誤情報の拡散状況等をモニタリングし、その状況等を踏まえて、適切に情報提供・共有、相談窓口の整理</li> <li>・国と連携し、SNS等のプラットフォーム事業者に対して、必要な要請・協力</li> </ul>	<p>左記の対応に加えて、下記の対応を実施する（病原体の性状等が明らかになった状況に応じた対応）</p> <p>①封じ込めを念頭に対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明</li> </ul> <p>②病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>i) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止措置等が見直される場合、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明</li> </ul> <p>ii) 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得る。</li> </ul> <p>iii) 特措法によらない基本的な感染症対策に以降する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う</li> <li>・また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う</li> </ul>

※下線部は県新型コロナ対策検証結果を反映した箇所

## ⑤ 水際対策

### 【県行動計画のポイント】

- ・ 平時より、水際対策に係る体制整備や研修・訓練を含む国や関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 有事の際は、国の実施する水際対策に連携・協力し、健康監視の実施等を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から水際対策に係る関係機関との連携体制を構築するとともに、研修・訓練への参加を通じて連携体制を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報の共有を行う。</li> <li>・ 健康監視等の対象とされた者に対する健康監視を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期の対応を継続する。</li> <li>・ 必要があるときは、健康監視の代行を国に要請する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出国予定者への情報提供に関する体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出国予定者に対する情報提供・注意喚起を行う体制の構築</li> </ul> </li> <li>② 国との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練の参加などを通じて平時から国や関係機関と連携</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等の発生初期の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から提供される情報を共有し、出国予定者に注意喚起を実施</li> <li>・ 県内事業者に、必要に応じて発生国・地域への出張を避けるよう要請</li> </ul> </li> <li>② 国等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の検査体制の整備に協力</li> <li>・ 準備期に整備した情報共有システムを活用した情報収集</li> <li>・ 健康監視等の対象とされた者の健康監視の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 封じ込めを念頭に対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期の対応を継続</li> <li>・ 必要があるときは、健康監視の代行を国に要請</li> </ul> </li> <li>② 病原体の性状に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病原体の性状や国内外の感染所状況等を踏まえて対策の強度を切り替え（国判断）</li> </ul> </li> <li>③ ワクチン・治療薬等により対応力が高まる時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワクチンや治療薬の開発や普及状況に応じた水際対策の実施方法の変更・緩和または中止、病原体の性状や国内外の感染状況等の変化を踏まえて対策の強度を切り替え（国判断）</li> </ul> </li> </ul>

## ⑥ まん延防止

### 【県行動計画のポイント】

- 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染性対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える
- 地域の感染状況や医療のひっ迫状況等に基づくリスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請

準備期～初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>〔準備期〕有事に備え、まん延防止対策の実施時に考慮すべき指標等の検討や県民・事業者等の理解の増進を図る</li> <li>〔初動期〕感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する</li> <li>準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の<u>効果と影響とを総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る</u></li> </ul>
<p>〔準備期〕</p> <p>①対策実施時に考慮する指標・データの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標やデータの内容、取得方法、取得時期を整理</li> </ul> <p>②有事の<u>まん延防止対策強化に向けた県民や事業者の理解促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民一人ひとりの感染対策への協力の重要性</li> <li>基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応</li> <li>不要不急の外出自粛や休業要請等の意義</li> </ul> <p>〔初動期〕</p> <p>①県内でのまん延防止対策実施の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく対応準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 患者：入院勧告・措置</li> <li>➢ 濃厚接触者：外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導</li> </ul> </li> <li>検疫所から提供される、感染が疑われる帰国者の情報について、国と相互に連携し、有効活用</li> <li>業務継続計画等に基づく対応準備</li> </ul>	<p>①まん延防止対策として実施する措置の選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置や外出自粛要請等）や病原体の性状に応じた対策（クラスター対策）</li> <li>住民：基本的な感染対策の勧奨、感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛※<sup>1</sup>、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛※<sup>2</sup>等</li> <li>事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更※<sup>1</sup>、施設の使用制限※<sup>2</sup>、休業等の要請※<sup>2</sup>等</li> </ul> <p>※<sup>1</sup>：まん延防止等重点措置 ※<sup>2</sup>：緊急事態措置</p> <p>②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>封じ込めを念頭に対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講ずる</li> </ul> </li> <li>病原体の性状等に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る</li> <li>➢ 医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、必要に応じて、国に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を要請</li> <li>➢ こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討</li> </ul> </li> <li>ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期～特措法によらない基本的感染症対策への移行期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討</li> </ul> </li> </ul> <p>③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況や医療のひっ迫状況等に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討</li> </ul>

## ⑦ ワクチン

### 【県行動計画のポイント】

- ・平時より、DXの推進を含むワクチンの円滑な流通を可能とするための体制構築に努める。
- ・ワクチンについての正しい情報の提供を通じて、県民の理解を促進する。
- ・有事の際に円滑な接種を実現するため、国、市町のほか医療機関などと協力し必要な準備を進める。
- ・有事の際はワクチン接種体制の整備や特定接種及び住民接種の実施及び市町における実施を支援する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築する。</li> <li>・国の行う特定接種対象事業者登録事業に協力する。</li> <li>・ワクチンへの理解を深める啓発やDXを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の構築を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動期に構築した接種体制に基づき、特定接種及び住民接種を行う。</li> <li>・<u>ワクチンの安全性について情報収集に努め、適切な安全対策や県民への適切な情報提供を行う。</u></li> </ul>
<p>①ワクチンの流通に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町・医師会・卸売販売業者団体等と連携しワクチンの円滑な流通のための体制を構築する</li> </ul> <p>②特定接種にかかる登録事業者の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の進める特定接種対象事業者の登録への協力</li> </ul> <p>③接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の考え方を踏まえ、接種に携わる医療従事者の確保や接種の優先順位の考え方等を整理</li> <li>・人員、会場、資材等を含む接種体制の構築に必要な訓練等の実施</li> </ul> <p>④情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施</li> </ul> <p>⑤DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の進める予防接種事務のデジタル化等に連携</li> </ul>	<p>①早期の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの供給量等の情報を国から収集</li> </ul> <p>②接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種にかかる接種体制の構築</li> <li>・市町における特定接種・住民接種にかかる接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築支援</li> </ul> <p>③接種に携わる医療従事者の確保に係る検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種実施のため、必要に応じて医療関係者に協力を要請</li> </ul>	<p>①ワクチン流通体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の要請に基づき、ワクチン等の円滑な流通体制の構築に努める</li> </ul> <p>②特定接種（県、市町、登録事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において特定接種の実施が決定された場合は、初動期に構築した接種体制に基づき実施</li> </ul> <p>③住民接種（市町又は県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の定める接種順位に基づき実施</li> <li>・医療機関以外の接種会場の増設を検討</li> <li>・接種記録の適切な管理</li> </ul> <p>④ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副反応疑い報告や最新の科学的知見等を含むワクチンの安全性について収集した情報を県民等へ提供</li> </ul>



## ⑧ 医療

### 【県行動計画のポイント】

- ・ 予防計画及び医療計画に基づく県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する
- ・ 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関が有事に適切に対応を行えるように、平時から予防計画及び医療計画に基づく体制整備や訓練等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から提供・共有された情報や要請を基に保健所、医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者及びその他患者に適切な医療が提供できるよう対応する。</li> <li>・ 準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれがある場合等にも機動的かつ柔軟に対応する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等との間で、<u>病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結</u></li> </ul> </li> <li>② 研修や訓練による人材の育成等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修や訓練の実施により、<u>医療人材や感染症専門人材の育成を推進</u></li> </ul> </li> <li>③ 施設や設備の充実等による対応能力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の整備状況を踏まえ、<u>DX化の推進</u>を検討</li> <li>・ 医療機関の施設整備及び設備整備の支援とゾーニング等の確認</li> <li>・ 国による整理を踏まえ、臨時の医療施設の設置・運営・医療人材確保等に関する方法の整理を検討</li> </ul> </li> <li>④ 地域の連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携協議会等を活用し、<u>医療機関、保健所、高齢者施設等の連携強化</u></li> </ul> </li> <li>⑤ 特に配慮が必要な患者への医療提供を整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>小児や妊産婦等要配慮患者受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等について協議</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国等から提供された情報を保健所、医療機関、高齢者施設、消防機関等に周知</li> <li>② 医療提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期に連携協議会等で整理した患者による相談・受診から入院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備）</li> <li>・ <u>医療機関のG-MIS入力を通じた患者の受入状況等の共有</u></li> <li>・ 県民等へ相談センターに相談するよう周知</li> <li>・ 流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関へ対応の準備に係る要請を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等に関する基本の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期に連携協議会等で整理した医療提供体制が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関及び、協定締結医療機関に対して、必要な医療の提供を要請</li> <li>・ 民間搬送事業者等と連携し、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間の移動手段を確保</li> <li>・ <u>医療機関はG-MISへの入力を通じ、確保病床の稼働状況、外来ひっ迫状況等を共有</u></li> <li>・ 相談センター及び発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民に周知</li> </ul> </li> <li>② 時期に応じた医療提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定） 感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関において病床確保又は発熱外来を実施 県は相談センターの強化、<u>入院調整及び移送を実施</u></li> <li>・ 流行初期以降 地域の感染状況等に応じ、対応する協定締結医療機関を拡大 県は病床利用率等を勘案し、自宅等での療養体制を強化。<u>回復者は後方支援を行う協定締結医療機関への転院を実施</u>。必要に応じ、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対し、医療人材の派遣を要請 病原体の性状に応じ、高リスク者に重点的な医療提供体制の確保</li> </ul> </li> <li>③ 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常医療との両立を踏まえ、協定内容の機動的な変更等を実施</li> </ul> </li> <li>④ 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、広域の医療人材派遣や患者の移送の調整、臨時の医療施設の設置、まん延防止の措置、重症度や緊急度に応じた医療提供を実施</li> </ul> </li> </ul>

## ⑨ 治療薬・治療法

### 【県行動計画のポイント】

- ・ 平時より、国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力する
- ・ 計画的な抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・ 有事には、国が承認した治療薬の流通や治療法の活用に関与する
- ・ 患者の発生状況と抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、配分調整を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国などの関係機関とのネットワークを強化し、国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力する。</li> <li>・ 協定締結医療機関との連携体制を構築する。</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の実施する治療薬の配分等に協力する。</li> <li>・ 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の活用を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療薬及び対症療法薬の適切な使用・流通を指導し、必要に応じて確保・配分を行う。</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況及び患者の発生状況の増減を踏まえ、国備蓄分の配分調整の要請や、備蓄の補充を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①研究開発体制の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療薬・治療法の研究開発において、国及び研究機関と連携、協力</li> </ul> </li> <li>②医療機関等への情報提供・共有体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の診療・治療に関する情報等の共有体制の構築</li> <li>・ 協定締結医療機関との連携体制の構築</li> </ul> </li> <li>③感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が定める基準を踏まえた計画的な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国内外の情報収集・分析及び共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報等について、国及びJIHSとの双方向的な情報共有の実施</li> </ul> </li> <li>②治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断・治療に資する情報の協定締結医療機関等への迅速な共有</li> <li>・ 準備期に整理された流通体制に基づき、国と連携し治療薬の適時・公平な配分を実施</li> <li>・ 医療機関や薬局への治療薬の適正使用の要請及び適正流通の指導</li> </ul> </li> <li>③抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握</li> <li>・ 医療機関に対し、濃厚接触者等への予防投与の要請（備蓄分の活用による）</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①治療薬の流通管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や薬局への治療薬及び対症療法薬の適正使用の要請及び適正流通の指導</li> <li>・ 治療薬の確保・配分</li> </ul> </li> <li>②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄量及び流通状況を把握のうえ国に報告し、必要に応じて国備蓄分の配分等の調整を要請</li> <li>・ 感染拡大時は医療機関に対し濃厚接触者への予防投与の見合わせを要請</li> <li>・ 患者数が返照した段階で備蓄を補充</li> </ul> </li> </ul>

## ⑩ 検査

### 【県行動計画のポイント】

- ・検査により患者等を早期に治療につなげること、流行実態を把握すること、患者の早期発見によるまん延防止を目的とする。
- ・平時より、有事における検査体制の強化拡大を行える体制を整備し、訓練等により定期的な確認を行う。
- ・有事における速やかな検査体制の立上げと、段階的な拡充。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び保健所設置市の地方衛生研究所を中心に、医療機関、民間検査機関、研究機関及び流通事業者等などの検査関係機関等と連携し、有事に検査体制の強化拡大を行える体制を整備する。</li> <li>・検査体制整備のための人材の育成や資器材の確保に努めるとともに、研修・訓練等により検査体制を定期的に確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防計画に基づき、検査体制を早期に整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検査体制を維持すると共に、必要に応じ拡充する。</li> <li>・検査実施能力の確保状況を把握し、国に報告する。</li> </ul>
<p>①検査体制の整備（有事に検査体制の拡大を速やかに実施できる体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方衛生研究所とJIHSの連携強化</li> <li>・民間検査機関等との検査等措置協定の締結</li> <li>・検査関係機関等との役割分担の確認と連携強化</li> <li>・地方衛生研究所等、検査関係機関等における検査体制の資質向上のための精度管理などの取組</li> <li>・検査物資の備蓄及び確保に向けた取組</li> <li>・検査にかかる検体搬送方法の検討・確認</li> <li>・検査実施能力の確保及び検査機器の維持管理</li> </ul> <p>②訓練等による検査体制の維持及び強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方衛生研究所等の訓練等（国実施）への参加による検査体制の維持・強化</li> <li>・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の把握</li> </ul>	<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防計画に基づき、地方衛生研究所等における検査実施能力の確保状況の確認を含む速やかな検査体制の立上げ</li> <li>・検査等措置協定締結機関等への検査体制整備の要請</li> <li>・必要に応じ、国に対して検査試薬及び検査マニュアルを速やかに配布する等の技術的支援を要請する</li> </ul> <p>②リスク評価に基づく検査実施の方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療体制の状況等に基づくリスク評価が実施され、検査実施の方針が決定、また段階的に見直された場合には、それらの決定に基づき速やかに検査体制を整備</li> </ul>	<p>①検査体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防計画に基づく、地方衛生研究所等における検査実施能力の確保状況を把握し、国に報告</li> <li>・必要に応じ、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に対し、検査体制を拡充するよう要請</li> </ul> <p>②リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、流行状況や医療体制の状況等に基づくリスク評価が実施され、検査実施の方針が変更された場合には、迅速に検査体制の見直しを実施</li> </ul>

# ⑪ 保健

## 【県行動計画のポイント】

- ・地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施
- ・本庁と各保健所が連携し、効果的な感染症対策を実施
- ・感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、県・保健所設置市は平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備する。</li> <li>・本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の対応を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事体制への移行準備を迅速に行う</li> <li>・国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより、感染拡大のリスクを低減させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>予防計画、健康危機対処計画、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき有事体制に移行</u></li> <li>・感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ地域の実情に応じた柔軟な対応を行う</li> </ul>
<p>①人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築</u></li> </ul> <p>②BCPを含む体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数を毎年確認</li> <li>・保健所及び健康科学研究所等の業務に関するBCPを策定</li> </ul> <p>③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所等で感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修・訓練を実施</li> <li>・感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施</li> <li>・連携協議会等を活用し、<u>関係機関や専門職能団体との連携体制を構築、強化</u></li> <li>・必要に応じて総合調整権限を行使し、医療提供体制の確保について関係機関と確認</li> </ul> <p>④保健所及び地方衛生研究所等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所及び健康科学研究所は、健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、本庁を含む情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築</li> <li>・健康科学研究所や検査等措置協定締結機関等で検査体制の維持</li> <li>・感染症サーベイランスシステムを活用した各種感染症の流行状況の把握</li> </ul> <p>⑤DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症サーベイランスシステムのG-MISの活用</li> </ul> <p>⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に速やかに住民への情報提供・共有体制の構築を構築するための検討を実施</li> <li>・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切に情報共有できるよう平時から配慮</li> </ul>	<p>①有事体制への移行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣の公表に備え、保健所及び健康科学研究所等における有事体制への移行準備状況の確認に加え、患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立上げに向けた準備を実施</li> </ul> <p>②住民への情報提供・共有開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに相談センターを整備し、有症状者等が適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう県民等周知するとともに、国が設置したホームページ等の住民への周知等を通じ、住民への情報提供・共有を実施</li> </ul> <p>③公表前に管内で感染が確認された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疑似症サーベイランス等により管内での疑似症患者の発生を把握した場合は、積極的疫学調査及び検体採取を行うとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める</li> </ul>	<p>①有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症有事体制へ移行し、体制の拡充及び感染症対応業務を行う</li> <li>・業務の一元化等を通じて保健所設置市等を支援するとともに、必要に応じて総合調整・指揮権限を行使</li> <li>・住民の理解の増進のために市町村へ情報を共有</li> </ul> <p>②相談対応、疫学調査等の主な対応業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所や健康科学研究所等において、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施</li> </ul> <p>③感染状況に応じた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流行初期（公表後おおむね1か月まで） 有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援態勢の構築やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進</li> <li>・流行初期以降（公表後おおむね1か月以降） 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、国は積極的疫学調査や検査等の感染症対応業務の見直しについて検討して方針を示すとともに、業務負荷も踏まえて、体制や対応の見直しを適宜実施</li> <li>・特措法によらない基本的な感染対策への移行期においては、地域の実情も踏まえ、保健所等の体制を縮小するとともに、県民に対する情報提供・共有を実施</li> </ul>

※下線部は県新型コロナ対策検証結果を反映した箇所

## ⑫ 物資

### 【県行動計画のポイント】

- ・医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成
- ・初動期、対応期においては、準備期に形成した仕組みに基づき感染症対策物資の確保に努めるとともに、必要に応じて売渡しの要請等を実施

#### 準備期

- ・関係機関等における必要な感染症対策物資等の備蓄を推進する。
- ・国の定める基準を踏まえ、感染症対策物資等の備蓄を推進する。

##### ①感染症対策物資等の備蓄の推進

- ・計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に必要な感染症対策物資等を備蓄・配置し、確認する
- ・協定締結医療機関における、個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する
- ・国が定める、備蓄品目、備蓄水準を踏まえ備蓄する

#### 初動期～対応期

- ・準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給確認を確認の上、必要に応じて感染症対策物資の売渡しの要請等を実施

##### ①感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

- ・システム等を利用して、協定締結医療機関における個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認
- ・その他の医療機関に対しても、医療機関内の適切な感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の確認を要請する
- ・協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の調査を行った上で、十分な量を確保するよう努める。不足が見込まれる場合は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けを行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

##### ②物資の売渡しの要請等

- ・緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資について、必要に応じ、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する

# ⑬ 県民生活・県民経済

## 【県行動計画のポイント】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある
- ・ そのため、県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や県民に対し必要な準備を行うことを勧奨する
- ・ また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等、事業継続のための準備を行う
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町は、県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に県民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備等を行う</li> <li>・ 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等事業継続に向けた準備等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内での新型インフルエンザ等発生に備え、必要な対策の準備を開始する</li> <li>・ 事業継続のための感染対策の準備、生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時の準備を基に、県民生活や社会経済活動の安定を確保する</li> <li>・ 県及び市町は、生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う</li> </ul>
		<b>県民生活の安定の確保を対象とした対応</b>
<p>①情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、関係機関が連携するための情報共有体制を整備</li> </ul> <p>②支援実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県及び市町は、行政手続、支援金等の給付・交付について、DXを推進</u></li> </ul> <p>③新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を勧奨する</li> <li>・ 指定(地方)公共機関は業務計画の策定等必要な準備を行う</li> </ul> <p>④緊急物資運送等の体制整備</p> <p>⑤物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町及び指定(地方)公共機関は、感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄</li> </ul> <p>⑥生活支援を要する者への支援の準備</p> <p>⑦火葬能力等の把握や火葬体制の整備</p>	<p>①事業継続に向けた準備の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、必要に応じて事業者に対し、事業継続のための感染対策の準備を要請</li> <li>・ 指定(地方)公共機関は、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う</li> </ul> <p>②生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は県民に対し、生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動をとるよう呼びかける</li> <li>・ 県は事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する</li> </ul> <p>③遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、国からの要請を受け、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請する</li> </ul>	<p>①生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ</p> <p>②心身への影響に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、県民の心身への影響を考慮し必要な施策を講ずる</li> </ul> <p>③生活支援を要する者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町は国からの要請を受けて、必要に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に生活支援等を行う</li> </ul> <p>④教育及び学びの継続に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>オンライン教育の環境整備、教員のスキルアップ</u></li> </ul> <p>⑤サービス水準の低下に係る県民への周知</p> <p>⑥犯罪の予防・取締り</p> <p>⑦物資の売渡しの要請</p> <p>⑧生活関連物資等の価格の安定</p> <p>⑨埋葬・火葬の特例</p>
		<b>社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</b>
		<p>①事業継続に関する事業者への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、事業者に対し事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請する</li> <li>・ 指定(地方)公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始する</li> </ul> <p>②事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、影響を受けた事業者への支援を、公平性にも留意し、実施する</li> <li>・ <u>支援の実施のため、外部委託等により、迅速かつ安定的な人員体制を確保する</u></li> </ul> <p>③県及び市町又は指定(地方)公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水、電気及びガス等の安定的な供給の確保や緊急物資の運送等</li> </ul>